

# 畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱

平成 26 年 2 月 6 日付け 25 農畜機第 4564 号  
一部改正平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5592 号

畜産業においては、今後、増産が見込まれる飼料用米等の利用拡大により、飼料自給率の向上を図るとともに、輸入飼料価格等の変動の影響を受けにくく、競争力を有する収益力の高い畜産経営の確立を図ることが課題となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産業を営む者等における飼料用米等の利用拡大による飼料自給率の向上、畜産経営の生産性向上、飼料生産受託組織等の経営高度化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）及び畜産振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 25 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 25 年 12 月 25 日付け 25 農畜機第 3973 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

## 第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 畜産経営強化緊急支援事業

公募団体は、第 3 の 1 に規定する借受者が、畜産経営による飼料用米等の利用拡大による飼料自給率の向上、畜産経営の生産性向上及び畜産物への付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減を図るために必要な機械装置を

リース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体（公募団体が別に定めるリース会社等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

公募団体は、第3の2に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 3 推進指導事業

公募団体は、1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査を行うものとする。

## 第3 機械装置の借受者

1 第2の1の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び次の（1）から（3）までの要件のいずれかを満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

（1）畜産業を営む者又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）若しくは農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。）であって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

（2）畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について（平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知）に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定（特認）基準において都道府県知事が特に認めた者

（3）（1）又は（2）を含む2戸以上の農業者が構成する集団

2 第2の2の事業の借受者は、農協等並びに次の（1）及び（2）の要件をいずれも満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

(1) コントラクター等

次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織

ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

ウ 土地改良区

エ 農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

オ 農事組合法人以外の農業生産法人

カ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）

キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

ク 農業（畜産業を含む。以下、この項に同じ。）を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

（ア）農業を主たる事業として営んでいること

（イ）株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること

（ウ）持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること

ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

（ア）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

- b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
  - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
  - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
  - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- (ウ) エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること

## (2) 経営高度化組織

経営の高度化を図る組織として、法人化していない組織にあつては、次のアからエまでのいずれかを満たす組織であること。法人化している組織にあつてはイからエのいずれかを満たす組織であること。

- ア 平成 28 年度までに経営の法人化を図ることが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの
- イ 平成 28 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 24 年度又は平成 22 年度から平成 24 年度の 3 か年の平均と比較して、北海道はおおむね 40ha、都府県はおおむね 20ha（中山間地域にあつては、北海道はおおむね 20ha、都府県はおおむね 10ha）以上拡大することが平成 26 年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の（ア）から（ク）までのいずれかに該当する地域をいう。

- （ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく特定農山村地域
- （イ）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- （ウ）過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2

項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき  
指定された半島振興対策実施地域

(オ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき  
指定された離島振興対策実施地域

(カ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第1号  
に規定する沖縄

(キ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に  
規定する奄美群島

(ク) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第  
1項に規定する小笠原諸島

ウ TMRセンターの場合は、粗飼料の自給率が、機械装置のリース導  
入等の後に平成24年度又は平成22年度から平成24年度の3カ年の平  
均の実績値より、以下の基準を上回る経営計画が組織の総会等で承認  
されていること。

平成24年度又は平成22年度から平成24 年度の3カ年の平均の自給率(実績値)	基準
80%未満のとき	5ポイント
80%以上～85%未満のとき	4ポイント
85%以上～90%未満のとき	3ポイント
90%以上～95%未満のとき	2ポイント
95%以上のとき	増加すること
100%以上のとき	維持すること

エ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道  
府県知事がイに掲げるものと同程度以上の効果を有すると判断し、独立  
行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が適当  
と認めたもの

#### 第4 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第2の1及び2の事業における貸付けの対象となる機械装置(以下「貸  
付対象機械装置」という。)の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究  
のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないもの

とする。

- 4 貸付対象機械装置は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

公募団体は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

### 2 事業参加申請書等の作成

(1) 借受者は、公募団体が別に定める事業参加申請書を作成し、公募団体に提出するものとする。

(2) 公募団体は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

### 3 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成するものとする。

### 4 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合には、末端借受者から「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受けるなどにより、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、末端借受者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。

### 5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続している末端借受者であることを確認するものとする。また、基金との契約を締結していない末端借受者にあつては、基金と

の契約を締結するよう努めるものとする。

## 6 事業の実施方法

リース方法は、(1) から (2) のいずれか又は複数の方法とする。

### (1) 借受者が貸付主体から借り受ける場合

公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額のうち、第2の1の事業にあつては3分の1以内(ただし、別表1の(1)の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1以内)、第2の2の事業にあつては2分の1以内の金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

### (2) 借受者が公募団体から借り受ける場合

公募団体は、借受者が借り受ける機械装置の取得価額のうち、第2の1の事業にあつては3分の1以内(別表1の(1)の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1以内)、第2の2の事業にあつては2分の1以内の金額について借受者へ助成する。

## 7 再貸付け

機械装置を借り受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあつては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

## 8 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

### (1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の70%(法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%)以上(1年未満の端数切捨て)から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、公募団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

### (2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、公募団体が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体が貸付主体を指導するものとする。

#### 9 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械装置について8に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

#### 10 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付者に支払うものとする。

#### 11 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

##### (1) 基本貸付料

基本貸付料は、第2の1の事業については、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に3分の2（別表1の（1）の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1）を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額、第2の2の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

##### (2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付者が別に定める額とする。

ただし、貸付主体は、附加貸付料等を定めるに当たっては、公募団体から貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

#### 12 契約書類の徴取

公募団体は、貸付主体が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。

### 13 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

## 第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成25年度から平成26年度までとする。

## 第7 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 2 都道府県知事は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。
- 3 貸付主体及び借受者は、公募団体の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第8 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第9 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、第5の2により提出された事業参加申請書を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号の畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を

受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、貸付主体とリース契約を締結した場合、速やかに公募団体が別に定める実績報告書を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、(1)により実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。
- (3) 公募団体は、第2の事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産収益力向上緊急支援リース事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第10 補助金の返還

公募団体は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

(6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

第 11 調査及び報告

- 1 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体、貸付主体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 公募団体は、貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第 12 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、第 9 の 1 の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1 のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第 9 の 5 の事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 公募団体は、1 のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第 9 の 5 の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第 5 号の畜産収益力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定通知のあった

日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第13 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則（平成26年2月6日付25農畜機第4564号）

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

#### 附 則（平成26年3月31日付25農畜機第5592号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

## (1) 畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 飼料自給率向上 に資する機械装置	飼料用米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機 等
	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー 等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ 等
	堆肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式堆肥攪拌機 等
	堆肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニュアルワゴン、マニュアルスプレッダー、マニュアルローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニュアルスプレッダー、ハイドロマニュアルスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリータンカー（散布可能なものに限る） 等
	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロープ収穫機、ローダバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン 等

	飼料調製機械装置	テッダ、レーキ、ハーメーカ、ハーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレージカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージクラブ 等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの) 等
	リキッドフィード給餌装置	混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽 等
	エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 破砕機、混合機、パイプライン 等 ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 破砕機、混合機(TMRセンター)、パイプライン 等
	飼料保管装置	飼料保管タンク、飼料保管庫(コンテナ等)
2 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット 等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置 等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械 等

3 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、パーティカルミキサー、ペールフィーダー、畜舎洗浄・清掃ロボット、飼料保管タンク 等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機 等
4 効率的な畜産物生産に資する機械装置		大型送風機械装置
		大型温風機械装置
5 効率的生産の継続に資する機械装置		自家発電機、配電盤
6 都道府県知事が特に必要と認める機械		1 から 4 の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

※ 5 効率的生産の継続に資する機械装置については、1 から 4 までの機械装置と一体的に導入する場合に限り助成対象とする。

※ 飼料保管庫（コンテナ等）については、コンテナ倉庫又は 200 m<sup>2</sup>以下の倉庫とし、実施設計費及び基礎工事は対象外とする。

## (2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

区分	対象機械装置	北海道	都府県
1 飼料播種機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあっては、12条播き以上のものに限る	
	追播種機		
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る	
	飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る	
	草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械	
2 収穫・調製用機械装置	モアコンディショナー ハイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛は1.6メートル）以上のものに限る	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る

	フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る	乗用トラクター用又は自走式のものに限る
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用	アタッチメントに限る
	テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る
	ロールベラー	ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る	ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る
	梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く	
	梱包格納用機械		
	サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る	
	飼料攪拌機 飼料粉碎機		
	稲わら収集機 アンモニア処理機		
3 その他	飼料保管装置	飼料保管タンク、飼料保管庫（コンテナ等）	
	家畜糞尿土壌還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機	
	作業管理システム機器		

- ※ 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。
- ※ 本表の運搬等の機械には、汎用のあるトラック等は含まないものとする。
- ※ 飼料保管庫（コンテナ等）については、コンテナ倉庫又は200㎡以下の倉庫とし、実施設計費及び基礎工事は対象外とする。
- ※ 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、助成対象とする。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	3分の1以内 (ただし、別表1の(1)の5効率的生産の継続に資する機械装置については2分の1以内)
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1以内
3 推進指導事業	公募団体が1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査に必要な経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業  
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、畜産収益力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)を下記のとおり実施したいので、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙(※対象となる別紙の番号を記入)の「平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)実施計画」のとおり

※対象となる別紙の番号及び事業名は、以下のとおり

- 別紙1 畜産経営強化緊急支援事業
- 別紙2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業
- 別紙3 推進指導事業

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急 支援事業				
(2) 飼料生産受託組織 等経営高度化緊急支 援事業				
(3) 推進指導事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書





別紙 3

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業（推進指導事業）実施計画

1 事業推進会議の開催 (単位：円)

開催時期	参集範囲	内容	事業費	備考
計				

2 リース事業の推進及び調査 (単位：円)

内容	事業費	備考
計		

別紙様式第2号

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業  
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)について、下記の理由により変更したいので承認されたく、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合、新たに添付すること

別紙様式第3号

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業  
 (※対象となる事業名を記入) 補助金概算払請求書

番 号  
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
 理事長 殿

住 所  
 氏 名  
 代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
 あった畜産収益力向上緊急支援リース事業 (※対象となる事業名を記入) に  
 ついて、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産収  
 益力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の3の(2)の規定に基づき請求し  
 ます。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		既概算払 受領額		今回請 求額④	平成 年 月 日迄 予定出 来高 (③+④) /②	残高 ②- (③+④)	遂行状 況報告
	事業 費①	機構補 助金②	金額③	出来高 ③/②				平成 年 月 日 現在の 出来高
計								

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別  
 支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
(2) 預金種類 ○○預金  
(3) 口座番号  
(4) 口座名義

別紙様式第4号

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業  
(※対象となる事業名を記入) 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
氏 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)について、下記のとおり実施したので、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の5の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1) 1から3は、別紙様式第1号の記に準じるものとする。

2) 3について、実績額の上段に計画額を( )書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

7 添付資料

対象となる事業ごとに、貸付対象機械装置の実績明細を添付すること。  
実績明細は、別紙様式第1号の別紙をもとに作成する。

別紙様式第5号

平成 年度畜産収益力向上緊急支援リース事業（※対象となる事業名を記入）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
氏 ・ 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力向上緊急支援リース事業（※対象となる事業名を記入）について、畜産収益力向上緊急支援リース事業実施要綱第12の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること）

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 畜産収益力向上緊急支援リース事業補助金の額の確定額  
（平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

